

## センター訴訟制度の更なる活用

大阪弁護士会 民暴委員会委員  
厚地・田中法律事務所  
弁護士 厚地 悟

- 1 これまでのコラムにおいて、暴力団対策法32条の4に基づくセンター訴訟制度については、具体的な事例を含め何度かご紹介しています。

全国各地でセンター訴訟制度を利用した暴力団事務所の差止めが実現できており、大きな成果を挙げています。

暴力団事務所が使用できなくなれば、暴力団員が集まる場が失われることから、暴力団事務所の使用差止めは、暴力団を弱体化させるために非常に有効といえます。また、暴力団事務所が使用されなくなり暴力団員の出入りがなくなれば、当該暴力団事務所が抗争による標的となることもなく、周辺住民に人身被害などが生じる危険性を低めることができます。もっとも、一般市民の暴力団による被害は、暴力団事務所が抗争等で標的となることによる人身被害ではありません。みかじめ料や恐喝等のいわゆるシノギによる経済的被害や、暴力団事務所が設置されることによる精神的苦痛、さらに現在では、暴力団員が関与した特殊詐欺によって甚大な経済的被害が生じています（特殊詐欺と暴力団組長に対する使用者責任訴訟についてはこれまでのコラムをご参照ください）。このような被害に対して、従前から、使用者責任に基づく損害賠償請求訴訟などで対応してきましたが、現在のセンター訴訟制度は、あくまで差止請求関連を対象としているから、同制度を利用することはできないと考えられています。

- 2 センター訴訟制度は、周辺住民が氏名・住所を暴力団側に明かすことなく匿名のまま訴訟手続を進めることができることが最大の利点です。

この点、特殊詐欺の場合、実行犯らに被害者の氏名・住所が判明している場合や、そうでなくても、刑事事件手続において被害者らの氏名・住所が明示されている場合もある一方で、刑事事件化していない被害者の場合や、実行犯らに被害者の氏名・住所が必ずしも完全に把握されている訳ではないケースもあります。このような場合、被害が発生しているにもかかわらず、被害者が、暴力団側に氏名・住所が判明することを危惧し、損害賠償請求を断念するケースが実際にあります。もちろん、特殊詐欺の場合、家族に知られたくない等、別の理由から損害賠償請求を躊躇うケースもありますが、「氏名・住所を秘匿したいがそれができない」という点から被害救済が図られない実態があること

も事実です（厳密には、法的手続の中で、個人情報秘匿の秘匿手続や裁判所の裁量によって秘匿される場合もありますので、まずはご相談いただくことが重要です）。

現在の暴対法の規定では、慰謝料請求や損害賠償請求訴訟についてセンター訴訟を利用することは、少なくとも解釈上は難しいと考えられています。したがって、このような場合にセンター訴訟制度を利用できるようにするためには、暴対法を改正する必要があります。また、慰謝料請求や損害賠償請求訴訟においてセンター訴訟制度が利用できる前提として、克服すべき法的な問題点もあります。例えば、差止請求では住民の方々の個別の事情は裁判所の審理判断においてそれほど重視されません。暴力団事務所の周辺住民であるという客観的な事情により、常に危険にさらされていると判断され得るからです。しかし、慰謝料請求や損害賠償請求の場合、請求内容は千差万別あり、請求をする個人が具体的にどのような精神的苦痛を被ったのか、どのような損害を被ったのか等、どうしても請求をする個人の具体的な事情が審理判断の対象となってしまう、そうすると、氏名・住所などの情報が審理判断において必要となるのではないか、とも考えられます。その他、判決によって認められた損害賠償金の帰属の問題等もあります。

- 3 私個人としては、このような法的な問題点があるとしても、慰謝料請求や損害賠償請求訴訟においてセンター訴訟制度が利用できることによって、未だ救済できていない被害者を救済できる利益の方が格段に高いと考えています。法的な問題点の克服は我々法律家の仕事である一方、法改正は社会情勢や社会感情が大きく影響します。暴力団排除、被害救済の思いを一つにする皆様の声が法改正の道筋を作ることに繋がると思います。

我々民暴弁護士は、一人でも多くの被害者の救済を図るべく、今後も尽力いたしますので、引き続き、宜しくお願い申し上げます。

以上

\*本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

\*禁転載